

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱	高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱
第1条～第19条(略)	第1条～第19条(略)
附 則 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	附 則 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則 この要綱は、平成28年3月28日から施行する。	附 則 この要綱は、平成28年3月28日から施行する。
附 則 この要綱は、平成29年3月24日から施行する。	附 則 この要綱は、平成29年3月24日から施行する。
附 則 この要綱は、平成29年11月29日から施行する。	附 則 この要綱は、平成29年11月29日から施行する。
附 則 この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年9月17日から適用する。	附 則 この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年9月17日から適用する。
附 則	附 則

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 21 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 21 日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

(改正後)

別表第1(第3条関係)

補助事業者	市町村			
事業区分	1 研修区分	2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村	研修のれん分け <u>同左、市道農業士</u>	市町村又は農業協同組合	市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者	以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の園芸農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む) 簿記記帳を行う農業者であること		以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン準拠(GAP(高知県版GAP))に取り組みこと ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(用い施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること)。 重油ボイラーを加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること 法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウスの整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと 産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと <u>出資農家が事業実施主体の事業者が確保していること</u> ・ <u>独立自営を目指す者を受け入れることが見込まれていふこと</u> ・ <u>その者が就農する際、当該ハウスのれん分けされること</u>			
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ネット、種、天窓など) ・附帯施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、中長期展張フィルムなど)、重油流出防止装置付燃料タンク(附帯設備、防油堤を含む) ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む) ・解体費、運搬費、施工費(すべて整備面積分のみ)			
補助対象限度額	・新設ハウス:1,200万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a	550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内 中古: <u>3分の2以内</u> 流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内 <u>受益者が新規就農区分該当者の場合は、3分の2以内</u>
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古: <u>3分の1以上</u> 流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上	3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上 <u>受益者が新規就農区分該当者の場合は、3分の1以上(6分の1以上)</u>
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする				

(改正前)

別表第1

補助事業者	市町村			
事業区分	1 研修区分	2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
事業実施主体	研修のみ <u>JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村</u>	研修のれん分け	市町村又は農業協同組合	市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者	以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の園芸農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む) 簿記記帳を行う農業者であること		以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン準拠(GAP(高知県版GAP))に取り組みこと ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(用い施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること)。 重油ボイラーを加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること 法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウスの整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと 産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと <u>(追加)</u>			
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ネット、種、天窓など) ・附帯施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、中長期展張フィルムなど)、重油流出防止装置付燃料タンク(附帯設備、防油堤を含む) ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む) ・解体費、運搬費、施工費(すべて整備面積分のみ)			
補助対象限度額	・新設ハウス:1,200万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a	550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内 中古: <u>4分の1以内</u> 流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内 <u>(追加)</u>
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古: <u>4分の1以上</u> 流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上	3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上 <u>(追加)</u>
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする				

(改正後)

別表第2(第3条関係)

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること 農林水産省ガイドライン準拠GAP(高知県版GAP)に取り組むこと ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(雨上げ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く)。 野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(機械室等を除く)の復旧であること ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること <p>重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること 既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) <p>ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</p>	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ハウス本体(主骨材、ベント、棚、天窓(駆動含む)) (被災したハウスの面積を上限とする) ・ 附帯施設(換気設備(天窓・谷のモーター及び自動減速機、側・表面の巻き上げ装置など)、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など)、重油流出防止装置付燃料タンク(附帯設備、防油堤を含む)(被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く) ・ 附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済(附帯施設)又は民間事業者が提供する保険(附帯施設)に加入していること ・ ハウス本体が被災した場合のみ、被覆資材を補助対象とする(被災したハウスの面積を上限とする) <p>※補助対象経費の区分(ハウス本体、附帯施設)は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</p> <p>施工費</p> <p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>解体費、運搬費、施工費(すべて整備面積のみ)</p>	
補助対象限度額	<p>(1)ハウス本体：基礎限度額×(被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2(※)又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)</p> <p>ただし、(※)の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附帯施設：復旧に要する経費(見積額)</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ハウス：900万円/10a ・ 軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a <p>以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期展張フィルム：100万円/10a ・ 重油代替暖房機(ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー)：300万円/10a ・ 養液栽培設備：300万円/10a ・ 循環式殺菌処理装置：230万円/棟 <p>流出防止装置付燃料タンク：140万円/基</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古ハウス：550万円/10a 	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費(見積額)のいずれか小さい額から受取共済金等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	<p>県</p> <p>5分の2以内 (被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内)</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内</p>	4分の1以内
	<p>市町村</p> <p>5分の1以上 (被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上)</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上</p>	4分の1以上
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正前)

別表第2

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること 農林水産省ガイドライン準拠GAP(高知県版GAP)に取り組むこと ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(雨上げ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く)。 野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(機械室等を除く)の復旧であること ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること <p>重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること 既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) <p>ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</p>	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ハウス本体(主骨材、ベント、棚、天窓(駆動含む)) (被災したハウスの面積を上限とする) ・ 附帯施設(換気設備(天窓・谷のモーター及び自動減速機、側・表面の巻き上げ装置など)、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など)、重油流出防止装置付燃料タンク(附帯設備、防油堤を含む)(被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く) ・ 附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済(附帯施設)又は民間事業者が提供する保険(附帯施設)に加入していること ・ ハウス本体が被災した場合のみ、被覆資材を補助対象とする(被災したハウスの面積を上限とする) <p>※補助対象経費の区分(ハウス本体、附帯施設)は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</p> <p>施工費</p> <p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>解体費、運搬費、施工費(すべて整備面積のみ)</p>	
補助対象限度額	<p>(1)ハウス本体：基礎限度額×(被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2(※)又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)</p> <p>ただし、(※)の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附帯施設：復旧に要する経費(見積額)</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ハウス：900万円/10a ・ 軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a <p>以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期展張フィルム：100万円/10a ・ ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー：300万円/10a ・ 養液栽培設備：300万円/10a ・ 循環式殺菌処理装置：230万円/棟 <p>流出防止装置付燃料タンク：140万円/基</p> <p>【基礎限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古ハウス：550万円/10a 	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費(見積額)のいずれか小さい額から受取共済金等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	<p>県</p> <p>5分の2以内 (被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内)</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内</p>	4分の1以内
	<p>市町村</p> <p>5分の1以上 (被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上)</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上</p>	4分の1以上
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正後)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

第1 基本方針
農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第2 採択基準

1 審査方法

- 農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。

2 評価基準（報告評価表様式）

- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑪
(2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬
(3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯
(4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯
(5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯
(6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯

【評価項目】

Table with 6 columns: 審査内容, A, B, C, 点. Rows 1-16 detailing evaluation criteria for training, technical guidance, and business support.

○GAP取組状況

研修区分を除く全ての区分で、受益者がGAPに取り組んでいること、または今後GAPに取り組む予定であることを確認する。今後取り組む場合は、関係機関が適切な支援を行うこととする。

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。
・事業申請する背景や理由
・取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
・地域への波及効果
・申請者と地域協議会での確認事項
・申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
・その他（事業導入によって見込まれる成果等） 等

*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正前)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

第1 基本方針

農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第2 採択基準

1 審査方法

- 農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。

2 評価基準（報告評価表様式）

- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑪
(2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬
(3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯
(4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯
(5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯
(6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯

【評価項目】

Table with 6 columns: 審査内容, A, B, C, 点. Rows 1-16 detailing evaluation criteria for training, technical guidance, and business support.

○GAP取組状況

研修区分を除く全ての区分で、受益者がGAPに取り組んでいること、または今後GAPに取り組む予定であることを確認する。今後取り組む場合は、関係機関が適切な支援を行うこととする。

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。
・事業申請する背景や理由
・取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
・地域への波及効果
・申請者と地域協議会での確認事項
・申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
・その他（事業導入によって見込まれる成果等） 等

*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正後)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表 (報告)

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名 :
受益者名 :
市町村名 :

(調査番号:)

2. 事業評価

- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑩ 合計 点
- (2) 新規就農区分 (流動化区分を含む) ⑤～⑬ 合計 点
- (3) 新規就農区分 (法人化) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (5) 流動化区分 (新規就農者を除く) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (6) 災害復旧区分 (被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点

【評価項目】

	審査内容	A	B	C	点		
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5
⑤	認定農業 (新規就農) 者	認定農業 (新規就農) 者	20	見込まれる者	10	その他	5
⑥	簿記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	条件次第で達成可能	5	目標年度の達成は厳しい	0
⑪	予定品目	地域推佳品目	10	地域内品目等	7	その他	5
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4

3. GAP取組状況 ((1) 研修区分を除く全ての区分)

() すでに取り組んでいる

() 今後取り組む

4. 協議会としての意見 (評価に対する補足説明)

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表 (報告)

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名 :
受益者名 :
市町村名 :

(調査番号:)

2. 事業評価

- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑩ 合計 点
- (2) 新規就農区分 (流動化区分を含む) ⑤～⑬ 合計 点
- (3) 新規就農区分 (法人化) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (5) 流動化区分 (新規就農者を除く) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
- (6) 災害復旧区分 (被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき) ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点

【評価項目】

	審査内容	A	B	C	点		
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5
⑤	認定農業 (新規就農) 者	認定農業 (新規就農) 者	20	見込まれる者	10	その他	5
⑥	簿記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	(追加)	(追加)	目標年度の達成は厳しい	0
⑪	予定品目	地域推佳品目	10	地域内品目等	7	その他	5
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4

3. GAP取組状況 ((1) 研修区分を除く全ての区分)

() すでに取り組んでいる

() 今後取り組む

4. 協議会としての意見 (評価に対する補足説明)

(改正後)

別記第1-1号様式(第4条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入すること。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入すること。)

4 添付書類(事業区分に応じて必要な書類を添付すること。)

別表第1に定める事業区分

- (1) 事業実施計画(別記第1-4-~~1~~号様式及び第1-4-2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第1-5号様式)
- (3) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (4) ハウス整備計画位置図
- (5) 特認事業協議書(別記第3号様式)(提出を要する場合)
- (6) 研修用ハウス運営・サポート計画書(別記第1-9号様式)(研修区分の場合)
- (7) 既存ハウスの面積等確認書(別記第2号様式)(研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- (8) 流動化を明らかにする書類(売買契約書、賃貸契約書等)(研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- (9) 流動化要件確認書(別記第7号様式)(流動化区分の場合)
- (10) 法人の設立時期がわかる書類(定款等)(新規就農区分(法人化)の場合)
- (11) 園芸用ハウス整備事業経営計画(別記第1-6号様式)
- (12) 園芸用ハウス整備事業資金計画表(別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- (13) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
- (14) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (15) 市町村の補助金の交付に関する規程(補助金交付要綱等)

(改正前)

別記第1-1号様式(第4条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入すること。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入すること。)

4 添付書類(事業区分に応じて必要な書類を添付すること。)

別表第1に定める事業区分

- (1) 事業実施計画(別記第1-4-(追加)号様式及び第1-4-2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第1-5号様式)
- (3) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (4) ハウス整備計画位置図
- (5) 特認事業協議書(別記第3号様式)(提出を要する場合)
- (6) 研修用ハウス運営・サポート計画書(別記第1-9号様式)(研修区分の場合)
- (7) 既存ハウスの面積等確認書(別記第2号様式)(研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- (8) 流動化を明らかにする書類(売買契約書、賃貸契約書等)(研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- (9) 流動化要件確認書(別記第7号様式)(流動化区分の場合)
- (10) 法人の設立時期がわかる書類(定款等)(新規就農区分(法人化)の場合)
- (11) 園芸用ハウス整備事業経営計画(別記第1-6号様式)
- (12) 園芸用ハウス整備事業資金計画表(別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- (13) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
- (14) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (15) 市町村の補助金の交付に関する規程(補助金交付要綱等)

(改正後)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること)
 - (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
 - (3) ハウス整備計画位置図
 - (4) 市町村の補助金の交付に関する規程 (補助金交付要綱等)
 - (5) 園芸施設共済組合の損害評価書等 (評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
 - (6) 実施設計書又は値引きのある見積書
 - (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
 - (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
 - (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
 - (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
 - (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
 - (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
 - (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
 - (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(改正前)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること)
 - (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
 - (3) ハウス整備計画位置図
 - (4) 市町村の補助金の交付に関する規程 (補助金交付要綱等)
 - (5) 園芸施設共済組合の損害評価書等 (評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
 - (6) 実施設計書又は値引きのある見積書
 - (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
 - (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
 - (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
 - (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
 - (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
 - (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
 - (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
 - (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(改正後)

第4号様式 (第7条、第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金の(変更)交付決定前着手届

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第7条ただし書(又は第9条第2項)の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、補助金(変更)交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は行わないこと。

別 添

調書 番号	事業 実施主体	ハウス種別 及び付帯施設	事業量	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理 由

(改正前)

第4号様式 (第7条、第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金の(変更)交付決定前着手届

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第7条ただし書(追加)の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、補助金(変更)交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は行わないこと。

別 添

調書 番号	事業 実施主体	ハウス種別 及び付帯施設	事業量	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理 由

(改正後)

第10-1号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入)

4 添付書類

別表第1に定める事業区分

- 事業変更実施計画 (別記第1-4-1号様式及び第1-4-2号様式)
- 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (注) 追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- ハウス整備計画位置図
- 特認事業協議書 (別記第3号様式) (提出を要する場合)
- 研修用ハウス運営・サポート計画書 (別記第1-9号様式) (研修区分の場合)
- 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (流動化区分の場合)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)

(改正前)

第10-1号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入)

4 添付書類

別表第1に定める事業区分

- 事業変更実施計画 (別記第1-4-(追加)号様式及び第1-4-2号様式)
- 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (注) 追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- ハウス整備計画位置図
- 特認事業協議書 (別記第3号様式) (提出を要する場合)
- 研修用ハウス運営・サポート計画書 (別記第1-9号様式) (研修区分の場合)
- 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (流動化区分の場合)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)

(改正後)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること)
- (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- (3) 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (4) (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (5) ハウス整備計画位置図
- (6) 園芸施設共済組合の損害評価書等
(評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
- (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
- (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
- (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(改正前)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること)
- (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- (3) 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (4) (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (5) ハウス整備計画位置図
- (6) 園芸施設共済組合の損害評価書等
(評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
- (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
- (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
- (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(改正後)

第11-1号様式 (第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第1
項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 (市町村の完了検査日)

3 添付書類

- 事業実施報告 (別表第1に定める事業区分の場合は別記第11-2-2-1号様式及び第11-2-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11-2-3号様式及び第11-2-4号様式)
- ハウス整備位置図
- 収支決算書 (別記第11-3号様式)
- (注) 以下は、概算払請求書添付で提出済みの場合は必要ない。
- 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- 工事請負契約書 (写し)
- 出来高設計書 (耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。)
- 写真 (施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 財産管理台帳 (別記第8号様式)
- ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料 (GAP点検シート等)
なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

(改正前)

第11-1号様式 (第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第1
項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 (市町村の完了検査日)

3 添付書類

- 事業実施報告 (別表第1に定める事業区分の場合は別記第11-2-(追加)号様式及び第11-2-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11-2-3号様式及び第11-2-4号様式)
- ハウス整備位置図
- 収支決算書 (別記第11-3号様式)
- (注) 以下は、概算払請求書添付で提出済みの場合は必要ない。
- 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- 工事請負契約書 (写し)
- 出来高設計書 (耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。)
- 写真 (施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 財産管理台帳 (別記第8号様式)
- ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料 (GAP点検シート等)
なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

(改正後)

第13号様式 (第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金を概算交付されますよう、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

(1) 事業 (変更) 実施計画書

(別表第1に定める事業区分の場合は別記第1-4-1号様式及び第1-4-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第1-4-2号様式、第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式を提出すること。)

(2) ハウス整備位置図

(3) 市町村の補助金検査調査兼確定書 (写し)

(4) 工事請負契約書 (写し)

(5) 完了した部分の出来高設計書

(6) 完了した部分の写真 (施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。)

(改正前)

第13号様式 (第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金を概算交付されますよう、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

(1) 事業 (変更) 実施計画書

(別表第1に定める事業区分の場合は別記第1-4-(追加)号様式及び第1-4-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第1-4-2号様式、第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式を提出すること。)

(2) ハウス整備位置図

(3) 市町村の補助金検査調査兼確定書 (写し)

(4) 工事請負契約書 (写し)

(5) 完了した部分の出来高設計書

(6) 完了した部分の写真 (施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。)

(改正後)

第15号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

1 補助事業の成果

2 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第11-2-1号様式及び第11-2-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11-2-3号様式及び第11-2-4号様式）
- （2）ハウス整備位置図
- （3）収支決算書（別記第11-3号様式）
- （4）市町村の補助金検査調査兼確定書（写し）
- （5）工事請負契約書（写し）
- （6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
- （7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

(改正前)

第15号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

1 補助事業の成果

2 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第11-2-(追加)号様式及び第11-2-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11-2-3号様式及び第11-2-4号様式）
- （2）ハウス整備位置図
- （3）収支決算書（別記第11-3号様式）
- （4）市町村の補助金検査調査兼確定書（写し）
- （5）工事請負契約書（写し）
- （6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
- （7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

第1-4-2号様式

事業(変更)実施計画(調書個票)

調査番号:		事業実施主体:		実施地区:		受益者名:		対象作物名:						
事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 <small>(小数点以下切り捨て)</small>		事業費(円)		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象	うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県 負担率	円	市町村 負担率	円	その他 円
	重油代替暖房機													
	養液栽培設備	m ²	m ²											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
	流出防止装置付燃料タンク	基	基											
小	計	m ² 基	m ² 基											

- (注) ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
- ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 - ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 - ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外(機械室、育苗スペース、中間管理室等)に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第1-4-2号様式

事業(変更)実施計画(調書個票)

調査番号:		事業実施主体:		実施地区:		受益者名:		対象作物名:						
事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 <small>(追加)</small>		事業費(円)		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象	うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県 負担率	円	市町村 負担率	円	その他 円
	ヒートポンプ/木質バイオマスボイラー													
	養液栽培設備	m ²	m ²											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
	流出防止装置付燃料タンク	基	基											
小	計	m ² 基	m ² 基											

- (注) ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
- ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 - ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 - ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外(機械室、育苗スペース、中間管理室等)に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第1-4-4号様式

事業(変更)実施計画(調査票)

調査番号:	事業実施主体:	実施地区:	受益者名:	対象作物名:
-------	---------	-------	-------	--------

事業区分	被災ハウス		復旧ハウス		事業費(円)		補助対象限度額(B)		A又はBのいずれか小さい額(C)	受取共済金(D)	補助対象事業費(C-D)	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分					
	ハウス種別及び附帯施設	被災前の面積(小数点以下切り捨て)	ハウス本体の被災損害割合(%)	ハウス種別及び附帯施設	面積(小数点以下切り捨て)	事業量(小数点以下切り捨て)	(総事業費)(事業費)(消費税)	うち補助対象(A)					基礎限度額(千円)	円	円	円	県	市町村
	nf	%	ハウス本体	nf	nf													
			附帯施設															
			中長期展張フィルム															
			限年度上乗せ対象の附帯施設															
			熱帯夜冷却設備															
			循環式畜産処理装置															
			流出防止装置付燃料タンク															
			小計			nf												

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第1-4-4号様式を作成してください。
 ・受益者毎に1枚記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を含括書きで記載して下さい。
 ・事業量:ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
 ・補助対象限度額の算出方法
 (1) ハウス本体:基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
 (2) 附帯施設:復旧に要する経費(見積額)
 ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄には「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。
 (3) 限度額上乗せ対象の附帯施設:基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
 ・(C)欄の額が(D)欄の額より小さい場合は、補助対象事業費欄に0円と記載して下さい。
 ・被災ハウスが園芸施設共済のハウス本体及び附帯施設に加入しており、全損扱いで建て替える場合はハウス本体欄にハウス本体及び附帯施設の合計額を記入して下さい。
 ・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入して下さい。

第1-4-4号様式

事業(変更)実施計画(調査票)

調査番号:	事業実施主体:	実施地区:	受益者名:	対象作物名:
-------	---------	-------	-------	--------

事業区分	被災ハウス		復旧ハウス		事業費(円)		補助対象限度額(B)		A又はBのいずれか小さい額(C)	受取共済金(D)	補助対象事業費(C-D)	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分					
	ハウス種別及び附帯施設	被災前の面積(小数点以下切り捨て)	ハウス本体の被災損害割合(%)	ハウス種別及び附帯施設	面積(小数点以下切り捨て)	事業量(小数点以下切り捨て)	(総事業費)(事業費)(消費税)	うち補助対象(A)					基礎限度額(千円)	円	円	円	県	市町村
	nf	%	ハウス本体	nf	nf													
			附帯施設															
			中長期展張フィルム															
			限年度上乗せ対象の附帯施設															
			熱帯夜冷却設備															
			循環式畜産処理装置															
			流出防止装置付燃料タンク															
			小計			nf												

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第1-4-4号様式を作成してください。
 ・受益者毎に1枚記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を含括書きで記載して下さい。
 ・事業量:ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
 ・補助対象限度額の算出方法
 (1) ハウス本体:基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×被災率が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
 (2) 附帯施設:復旧に要する経費(見積額)
 ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄には「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。
 (3) 限度額上乗せ対象の附帯施設:基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
 ・(C)欄の額が(D)欄の額より小さい場合は、補助対象事業費欄に0円と記載して下さい。
 ・被災ハウスが園芸施設共済のハウス本体及び附帯施設に加入しており、全損扱いで建て替える場合はハウス本体欄にハウス本体及び附帯施設の合計額を記入して下さい。
 ・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入して下さい。

(改正後)

第1-6号様式

園芸用ハウス整備事業経営計画

調査NO.	受益者名(年齢)	電話番号						
受益者の住所								
認定農業者等の状況								
労働力	家族従事者名	(年齢)	続柄	雇用労働力	常時雇用(人)		臨時雇用(人)	
					現状	目標	現状	目標
申請内容	申請区分	予定作物(作型)	面積(a)	ハウスの構造		基盤整備実施状況		
	建設予定地	所有状況(利用権)	附帯設備	環境測定・制御装置(雨よけ施設:環境制御装置)				
				導入機器: () 既存ハウスの環境測定装置を活用(高度化区分)する場合は○印を記入				

1. 経営状況

栽培施設				現状		導入後	
NO.	ハウスの構造	設置年度	導入方法(自己資金,事業等)	作物名	面積	作物名	面積
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

2. 主な作業体系及び雇用労働投入量(「資金計画表」の5年目時点)

品目・作型	月												× 播種	△ 定植	□ 収穫	◇ 加温	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
雇用労働投入量(時間)														合計			

3. 将来の農業経営(研修区分は、研修生の確保、研修方法、研修修了後の研修生の就農支援)の構想

[]

4. 【研修区分・新規就農区分・流動化区分の新規就農者】のみ記入

①新規就農者の経営目標等(新規就農区分・流動化区分のみ)

() 新規就農者(独立自営)	〔 () Iターン () Uターン 〕	就農時期	年 月
() 施設園芸新規参入者		所得目標	千円

②営農開始に向けた農業技術及び経営方法を習得するための準備に関する事項

過去の農業研修及び経験等	研修名/研修先	所在地	期間
就農後における技術習得計画			

(改正前)

第1-6号様式

園芸用ハウス整備事業経営計画

調査NO.	受益者名(年齢)	電話番号						
受益者の住所								
認定農業者等の状況								
労働力	家族従事者名	(年齢)	続柄	雇用労働力	常時雇用(人)		臨時雇用(人)	
					現状	目標	現状	目標
申請内容	申請区分	予定作物(作型)	面積(a)	ハウスの構造		基盤整備実施状況		
	建設予定地	所有状況(利用権)	附帯設備	環境測定・制御装置(雨よけ施設:環境制御装置)				
				導入機器: () 既存ハウスの環境測定装置を活用(高度化区分)する場合は○印を記入				

1. 経営状況

栽培施設				現状		導入後	
NO.	ハウスの構造	設置年度	導入方法(自己資金,事業等)	作物名	面積	作物名	面積
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

2. 主な作業体系及び雇用労働投入量(「資金計画表」の5年目時点)

品目・作型	月												× 播種	△ 定植	□ 収穫	◇ 加温	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
雇用労働投入量(時間)														合計			

3. 将来の農業経営(研修区分は、研修生の確保、研修方法、研修修了後の研修生の就農支援)の構想

[]

4. 【研修区分・新規就農区分・流動化区分の新規就農者】のみ記入

①新規就農者の経営目標等(新規就農区分・流動化区分のみ)

() 新規就農者(独立自営)	〔 () Iターン () Uターン 〕	就農時期	年 月
() 施設園芸新規参入者		所得目標	千円

②営農開始に向けた農業技術及び経営方法を習得するための準備に関する事項

過去の農業研修及び経験等	研修名/研修先	所在地	期間
就農後における技術習得計画			

(改正後)

第1-7号様式

園芸用ハウス整備事業資金計画表(個人用)

(経営改善関係資金・園芸用ハウス整備事業共通)

計画期間		年～年		直近年(年)	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
家族氏名(注1)	続柄	農従日数	農従日数						
	本人			歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
家族のうち農業に従事している人数				人	人	人	人	人	人
雇用人数				人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人
経営の動き・目標									
農業収支等(単位:千円)				直近年(年)	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
農業粗収入(注2)									
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	反収(kg/10a)								
	単価(円/kg)								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	反収(kg/10a)								
	単価(円/kg)								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	反収(kg/10a)								
	単価(円/kg)								
作業受託収入									
その他()									
農業経営費									
種苗費									
素畜費									
肥料費									
飼料費									
農薬費・衛生費									
諸材料費									
動力光熱費									
施設・機械費									
うち減価償却費									
うちリース償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代・リース料等									
その他									
農業所得									
農外所得()									
年金被贈等									
農家総所得									
家計費									
租税公課									
償還財源									
償還金(元本)									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
計(注3)									
レンタルハウス債務(参考)(注4)									

(注1) 農業後継者は、氏名に○印を記入してください。また、農業後継者および従事者以外の家族については、氏名の記入は不要です。
(注2) 品目に合わせて、経営規模・生産量・反収・単価の単位を記載してください。
(注3) 負債残高(下5段)は、経営改善資金を利用する場合に必ず記入してください。
(注4) レンタルハウス債務は、レンタルハウスリース契約に係るリース債務残高を記載してください。

(改正前)

第1-7号様式

園芸用ハウス整備事業資金計画表(個人用)

(経営改善関係資金・園芸用ハウス整備事業共通)

計画期間		年～年		直近年(年)	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
家族氏名	続柄	農従日数	農従日数						
	本人			歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
				歳	歳	歳	歳	歳	歳
家族のうち農業に従事している人数				人	人	人	人	人	人
雇用人数				人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人
経営の動き・目標									
農業収支等(単位:千円)				直近年(年)	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
農業粗収入									
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
収入保険の加入の有無 有・無									
作業受託収入									
その他()									
農業経営費									
種苗費									
素畜費									
肥料費									
飼料費									
農薬費・衛生費									
諸材料費									
動力光熱費									
施設・機械費									
うち減価償却費									
うちリース償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代・リース料等									
うちレンタルハウス料金(～H19年)									
その他									
農業所得									
農外所得									
年金被贈等									
農家総所得									
家計費									
租税公課									
償還財源									
償還金(元本)									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
うちレンタルハウス債務									
計									

※負債残高(下5段)は、経営改善資金を利用する場合に必ず記入してください。
※借入れせず、自己資金でハウス利用料を支払う場合は、各年の支払い額(リース償却費)を「償還財源」に加えなくても構いません。
※H19年度以前のレンタルハウス料の各年の支払い額は、農業経営費の「支払地代・リース料等」及び「うちレンタルハウス料金(～H19年)」に記入してください。

(改正後)

第1-8号様式

園芸用ハウス整備事業資金計画表(法人用)

(経営改善関係資金・園芸用ハウス整備事業共通)

Table with columns for plan period (year), personnel (name, role, days), age, and financial metrics (sales, costs, interest, etc.)

注1)品目に合わせて、経営規模・生産量・反収・単価の単位を記載してください。
注2)負債残高(下5段)は、経営改善資金を利用する場合に必ず記入してください。
注3)レンタルハウス債務は、レンタルハウスリース契約に係るリース債務残高を記載してください。

(改正前)

第1-8号様式

園芸用ハウス整備事業資金計画表(法人用)

(経営改善関係資金・園芸用ハウス整備事業共通)

Table with columns for plan period (year), personnel (name, role, days), age, and financial metrics (sales, costs, interest, etc.)

※負債残高(下5段)は、経営改善資金を利用する場合に必ず記入してください。
※借入れせず、自己資金でハウス利用料を支払う場合は、各年の支払い額(リース償却費)を「償還財源」に加えないでください。

研修用ハウス運営・サポート計画書

市町村	
事業年度	
調書番号	
事業実施主体	

	体制・役割分担・スケジュール
(1)研修生確保 にむけた活動内 容及び確保の状 況	
(2)運営方法	
(3)農地の確保	
(4)ハウスの確 保	

(1)及び(2)は、研修区分を活用するすべてのハウスについて提出すること。
 (3)及び(4)は、研修区分(研修のみ)を活用するハウスについて提出すること。

研修用ハウス運営・サポート計画書

市町村	
事業年度	
調書番号	
事業実施主体	

	体制・役割分担・スケジュール
(1)運営方法	
(2)農地の確保	
(3)ハウスの確保	

(1)は、研修区分を活用するすべてのハウスについて提出すること。
 (2)及び(3)は、研修区分(研修のみ)を活用するハウスについて提出すること。

第11-2-1号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費(円)		補助対象限度額 円	補助対象事業費 円	事業費の負担区分			工事期間	
						うち補助対象	発生傾度の高い地震(L1)発生時	最大規模の地震(L2)発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)			事業費の負担区分			着工年月日	竣工年月日
														県 負担率	市町村 負担率	その他 負担率		
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
合計						㎡	㎡											

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第11-2-1号様式に記入してください。
 ・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外(機械室、育苗スペース、中間管理室等)に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。
 (改正前)

第11-2号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費(円)		補助対象限度額 円	補助対象事業費 円	事業費の負担区分			工事期間	
						うち補助対象	発生傾度の高い地震(L1)発生時	最大規模の地震(L2)発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)			事業費の負担区分			着工年月日	竣工年月日
														県 負担率	市町村 負担率	その他 負担率		
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
						㎡	㎡											
合計						㎡	㎡											

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第11-2号様式に記入してください。
 ・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です。)
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外(機械室、育苗スペース、中間管理室等)に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第11-2-2号様式
事業実施報告（調査個票）

調査番号：		事業実施主体：		実施地区：		受益者名：		対象作物名：				
事業区分	ハウス種別 及び 付帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分		
		うち補助対象		(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県 負担率	市町村 負担率	その他
										円	円	円
	重油代替暖房機											
	養液栽培設備	m ²	m ²									
	循環式殺菌処理装置											
	中長期展張フィルム											
	流出防止装置付 燃料タンク	基	基									
小	計	m ² 基	m ² 基									

- (注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の付帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-2号様式を作成してください。
 ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です）。
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第11-2-2号様式
事業実施報告（調査個票）

調査番号：		事業実施主体：		実施地区：		受益者名：		対象作物名：				
事業区分	ハウス種別 及び 付帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分		
		うち補助対象		(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県 負担率	市町村 負担率	その他
										円	円	円
	ヒートポンプ/木質バイオマスボイラー											
	養液栽培設備											
	循環式殺菌処理装置	m ²	m ²									
	中長期展張フィルム											
	流出防止装置付 燃料タンク	基	基									
小	計	m ² 基	m ² 基									

- (注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の付帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-2号様式を作成してください。
 ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です）。
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第11-2-4号様式
事業実施報告(調査票)

調査番号: 事業実施主体: 実施地区: 受益者名: 対象作物名:

Table with columns for disaster status (被災ハウス/復旧ハウス), costs (事業費), subsidies (補助対象限度額), and burden sharing (事業費の負担区分). Includes a '小計' (Total) row at the bottom.

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-4号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です)。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量: ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・補助対象限度額の算出方法
(1) ハウス本体: 基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
(2) 附帯施設: 「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」又は、復旧に要した経費(出来高金額)のいずれか小さい額
ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄には「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。
(3) 限度額上乗せ対象の附帯施設: 基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
(C)欄の額が(D)欄の額より小さい場合は、補助対象事業費欄に0円と記載して下さい。
・被災ハウスが国土施設共済のハウス本体及び附帯施設に加入しており、全損扱いで建て替える場合はハウス本体欄にハウス本体及び附帯施設の合計額を記入して下さい。
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入して下さい。

第11-2-4号様式
事業実施報告(調査票)

調査番号: 事業実施主体: 実施地区: 受益者名: 対象作物名:

Table with columns for disaster status (被災ハウス/復旧ハウス), costs (事業費), subsidies (補助対象限度額), and burden sharing (事業費の負担区分). Includes a '小計' (Total) row at the bottom.

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-4号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所の括弧書きは不要です)。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量: ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・補助対象限度額の算出方法
(1) ハウス本体: 基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
(2) 附帯施設: 「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」又は、復旧に要した経費(出来高金額)のいずれか小さい額
ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄には「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。
(3) 限度額上乗せ対象の附帯施設: 基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)
(C)欄の額が(D)欄の額より小さい場合は、補助対象事業費欄に0円と記載して下さい。
・被災ハウスが国土施設共済のハウス本体及び附帯施設に加入しており、全損扱いで建て替える場合はハウス本体欄にハウス本体及び附帯施設の合計額を記入して下さい。
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入して下さい。